

ただ今提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第191号から197号までは、いずれも職員の給与改定ならびに退職手当制度の改正に係る案件でございます。

職員の給与改定につきましては、去る10月15日に県人事委員会から、地域手当について本年4月1日に遡り0.1%引き上げるよう勧告を受けたことに伴い、今回これを尊重し、改定を行おうとするものでございます。

また、退職手当につきましては、国において、民間の退職給付の実情に鑑み退職手当を引き下げるとともに、早期退職制度の拡充を図るため、国家公務員退職手当法が改正されましたことから、本県におきましても、国の取扱いに準じ、職員に係る退職手当制度について同様の改正を行おうとするものでございます。

これらに対応するため、議第191号は一般会計予算を、議第192号および193号は特別会計予算を、また、議第194号から196号までは企業会計予算についてそれぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

議第197号につきましては、先ほど申し上げましたように、国の取扱いに準じて、退職手当を引き下げるとともに、早期退職制度の拡充を図るため、滋賀県職員退職手当条例等の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。